

令和6年12月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(火) 13:30~14:00

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(19名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 仲田 孟
3番 伊藤 光
4番 横森 昌広
5番 横森 武千代
6番 志村 保則
7番 伴野 正明
8番 比志 秀樹
9番 樽林 信昭
10番 山本 弘行
11番 深澤 博文
12番 鶴田 好仁
13番 駒井 恵二
14番 山本 昌巳
15番 秋山 武仁
16番 矢崎 芳章
17番 飯野 直人
18番 浅川 節子
19番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫
21番 曾雌 源興
22番 猪股 昇
23番 猪股 和宏
24番 金丸 光太郎
25番 今福 重幸
26番 小泉 尚志(欠席)
27番 内藤 幹雄
28番 小澤 仁
29番 功刀 良人
30番 中込 秀樹
31番 小野 賢治
32番 井上 清
33番 志村 圭一(欠席)

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第3号 農用地利用集積計画の承認について
議案第4号 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地法第3条許可書の返戻について
報告第4号 農地を農業用施設に使用する届出書について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：清水 秀樹

書記：志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和6年12月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中19名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番 横森 武千代 委員、6番 志村 保則 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

12月4日、実践能力向上研修に農業委員1名、推進委員2名、事務局飯野が出席しました。

12月9日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

12月17日、地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会に農業委員9名、最適化推進委員9名、事務局小屋及び志村が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号3番について 飯野 直人 委員に関する案件がありますので、議案第1号が終了するまで、退席をお願いいたします。

（飯野委員 退席）

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件1,768㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）調停による財産分与のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認といたします。

（飯野委員 着席）

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが1件2,603㎡、賃借権の設定に関するものが2件1,059㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は岩下前田、工事車両駐車場のための一時転用の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町北宮地河原谷下、介護施設駐車場のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、資材置場設置のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：柳本会長

申請番号2番：功刀委員

申請番号3番：中込委員

（委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画の承認については、2件3,890㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：3年、再設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号については、原案のとおり承認といたします。

次に、議案第4号「農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認については3件6,156㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：5年10ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：9年11ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：9年11ヶ月、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号1番及び3番について、資料には借受人の経営面積が記載されていませんが、事務局にてどのような農業経営をされている方なのか把握していますか。

<事務局>

中間管理機構を利用する際には申込書の中に現在の耕作状況を記載する必要がありますので把握はしておりますが、新規で利用をする方ですので資料には反映されておりました。申請番号1番の方はお住いの住所地にて大きく経営をされており、申請番号3番の方は転入前の住所地にて家庭菜園程度ですが農業経験があります。

<委員A>

申請番号3番の方は面積が小さいので自家消費野菜の栽培かと思います。中間管理機構は農業の核となる方へ農地を集積することを目的としていると思いますが、今後の農地の貸し借りについて市としては中間管理機構を通したものができなくなるとお思いますので、今回の申請のようなケースが増えてくると想定されます。今後市としてどのように扱っていくのか、検討された方が良くと思います。

申請番号1番の方については、3条の場合は住所地にて耕作証明を求めるかと思いますが、貸し借りの場合はどうなるのでしょうか。

<事務局>

住所地より取得していただいております。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から3番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号から第4号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が2件19,130.72㎡、合意解約による通知が3件8,603㎡、農地法第3条における許可書の返戻が1件9,873㎡、農業用施設の届出が1件です。議案集の6ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町下本田他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割鎌倉他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上祖母石川久保他、合意解約の通知であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町鷺山、合意解約の通知であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町鷺山、合意解約の通知であります。

次に、報告第3号「農地法第3条における許可書の返戻について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町南原、譲受人の都合による許可書の返戻であります。

次に、報告第4号「農地を農業用施設に使用する届出書について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・届出人についての説明）申請地は龍岡町下條東割長塚道下、農業用倉庫設置のための届出であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

内藤副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和6年12月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：志村 奈美